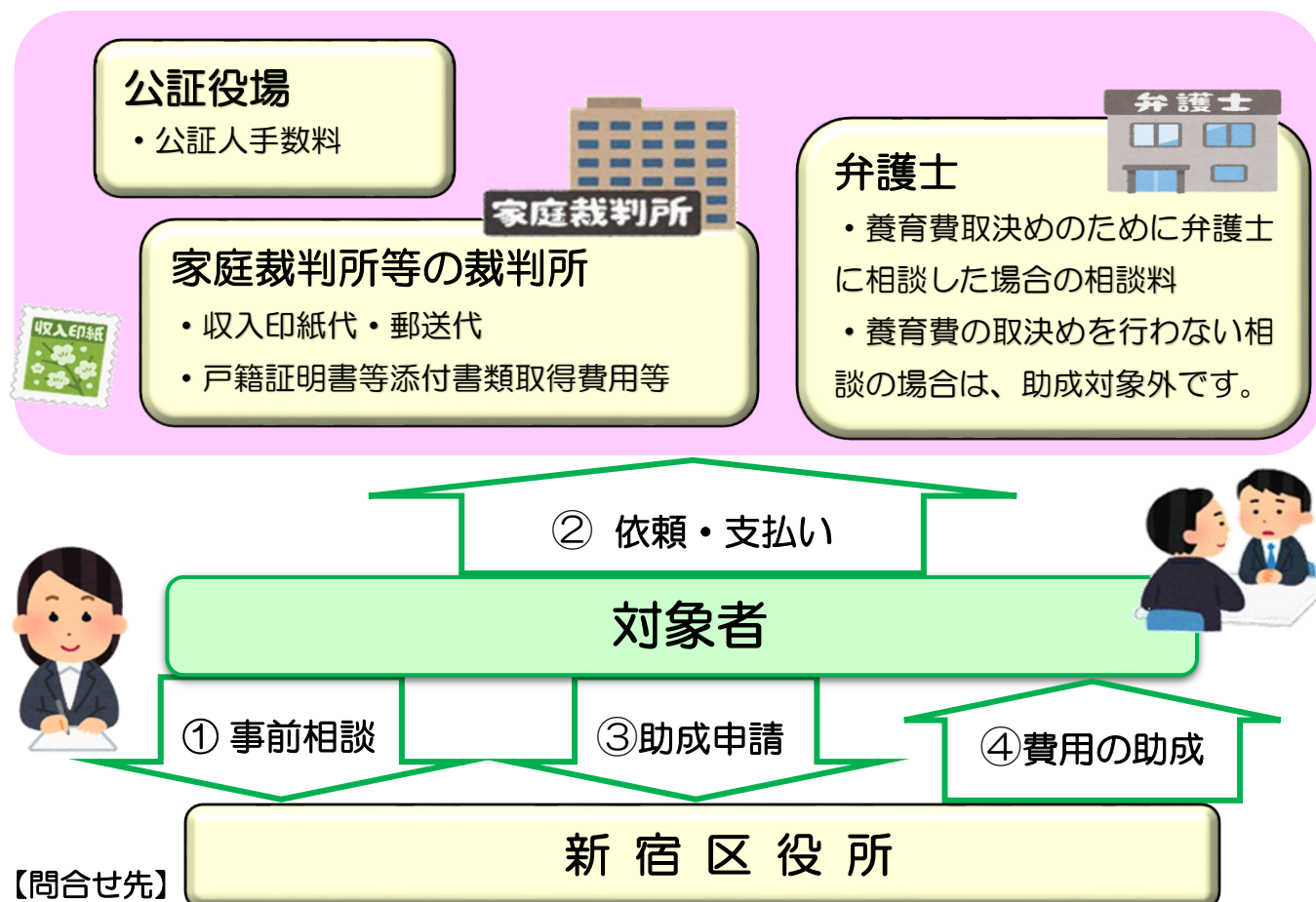


新宿区養育費確保支援事業

子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や家庭裁判所・裁判所への申し立てにかかる費用、弁護士への相談料の助成を行います。事前にお問い合わせください。

対 象	次のすべてを満たす方 ・区内在住 ・ひとり親家庭の方、又は、離婚協議中で離婚後に子を扶養する方 ・養育費の取り決めにに関する公正証書等を作成または取得し、かつ費用を負担した方（強制執行認諾条項付きのものに限る） ・他の自治体において同様の事業の給付金を受けていないこと
助成額 養育費の取り決めが 決まってから 申請してください	<u>養育費の取り決めにに関する文書を作成した日（ただし判決書においては、判決確定日）から6か月以内に申請</u> ① 公証役場で作成した公正証書⇒公証人手数料を助成する 家庭裁判所等の裁判所へ申し立てて作成した文書⇒収入印紙代・郵送代等を助成する <u>上限 20,000 円</u> ② 弁護士相談料 ※令和4年4月1日以降に相談したもの <u>上限 11,000 円</u>

【手続きの流れ】



【問合せ先】

新宿区 子ども家庭部 児童育成担当課 育成支援係（新宿区役所本庁舎2階16番窓口）
TEL 03-5273-4558 FAX 03-3209-1145